

福祉人材育成事業計画書

(一財)光之村

グループ名	名称			
	住所			
	G代表職	職名:	活動開始 年月日	
	氏名			
	メンバー数			
福祉人材育成事業 の 内 容	1・対象事業名		申請額	円
	2・実施場所		事業総額	円
	3・活動分野	障害者福祉	高齢者福祉	生活困窮者福祉
	4・計画内容	<p>①～⑥までの項目ごとに①この事業に取り組む問題意識の所在と ②目標とする内容③目標達成の過程、特に④研修内容と⑤研修日程、回数 など、具体的に、詳細に記述してください。</p>		
①グループ設立の趣旨				
②育成目標				
③目標達成の過程				
④研修内容				
⑤研修日程・回数				
⑥その他				
	担当者名			
	電話番号			
	FAX番号			

団体事業計画書

(一財)光之村

団体名	名称			
	住所			
	代表者職	職名:	団体活動 開始 年月日	
	氏名			
	メンバー数			
団 体 の 事 業 内 容	①団体事業名		申請額	円
	②実施場所		事業総額	円
	③活動分野 障害者福祉 高齢者福祉 生活困窮者福祉			
	④計画内容			
	①社会的公益性	①～⑤までの項目ごとに、公益性や地域への貢献など取り組む活動について、詳細に記述してください。		
②社会貢献度	①公益性はあるか。不特定多数のものであるか。 何のために必要か			
③実現・具体性	②社会的な影響はどうか。どのような効果があるか。 ③活動をどのように行っているか。具体的に何をどれだけ提供しているか。何人の人に提供しているか。			
④継続・将来性	④活動で継続していくために行っていることは何か。 目標としているものは何か。			
⑤その他				
	担当者名			
	電話番号			
	FAX番号			

〈団体名: 〉

収 支 予 算 書(例)

(収入の部)

(円)

区 分	予 算 額	摘要(積算根拠等)
(一財)光之村助成金	100,000	
(公財)A会助成金	200,000	
合 計	300,000	

(支出の部)

(円)

区 分	予 算 額	摘要(積算根拠等)
当法人からの助成金の 用途について記述して ください。 (例) 講師料 調査費 通信費 謝金 借料 交通費 旅費 「物品の購入にあてるとは できません。」		加藤信一B大学准教授 「コミュニケーション学」が専門 他団体の人材育成の実態調査等 講師との連絡、資料の送付、広報等 アンケート整理アルバイトの費用等 会場費、レンタル料 講師の交通費 宿泊料
合 計		

<団体名:>

収支予算書(例)

(収入の部)

(円)

区 分	予 算 額	摘要(積算根拠等)
(一財)光之村助成金	50,000	
〇〇市民活動助成金	200,000	
合 計	250,000	

(支出の部)

(円)

区 分	予 算 額	摘要(積算根拠等)
(例)		(助成金を含めた支出計画を記入して下さい。)
①実地踏査		(地域の自然に親しみ、保護維持する活動)
②通信費		会報送付 〇〇円×〇〇部
③借料		不特定多数の人達を対象にした 講演会の会場借用料
④謝金		講師への謝礼
「物品の購入にあてはることは できません。」		
合 計		

(参考例)

〇〇(団体名)会則

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇(団体名)と称する。

(目的及び組織)

第2条 本会は、〇〇〇県内における〇〇〇を〇〇〇することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 〇〇〇をすること。
- (2) 〇〇〇を行うこと。
- (3) 〇〇〇を開催すること。
- (4) 〇〇〇に参加すること。

(運営の方針)

第4条 本会は、運営の方針を以下のように定める。

- (1) 〇〇〇をすること。
- (2) 〇〇〇を行うこと。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名、 副会長 若干名、 会計 1 名

(役員を選出)

第6条 会長・副会長・会計は、總會において選出する。

2 会長および副会長は、会員の互選とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(経費等)

第10条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会費は、会員ごとに月額〇〇〇円とし、毎月5日までに納入するものとする。ただし、会長が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。